

砺波市の空き家対策(支援事業)

市・所有者等・市民等が連携・協力し、意識啓発、適正管理、有効活用に取り組む

市：意識啓発、行政指導・勧告等、支援等

所有者等：適正管理義務、有効活用

市民等：地域力による適正管理、情報提供

独自条例の制定 ⇒

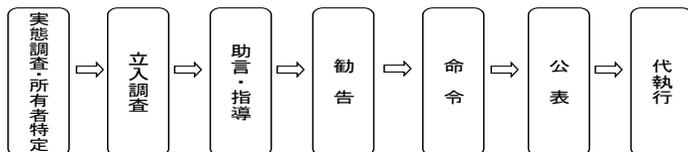


生活環境及び景観の保全、安全で安心な市民生活の確保、魅力ある住み良いまちづくりの推進に寄与する

① 空き家の有効活用

- ・ 条例制定 ⇒ 所有者等は空き家を有効に活用するよう努める
- ・ 空き家情報バンクの運用 ⇒ 空き家と砺波暮らしに関する情報発信
- ・ 「佐々木邸」の活用 ⇒ 砺波暮らし宿泊体験施設として活用し、空き家への移住・定住を推進する
- ・ 支援事業の整備 ⇒ 下記のとおり空き家の利活用を支援する

② 空き家の適正管理

- ・ 条例制定 ⇒ 所有者等の責務を明確化、市の行政指導・処分を規定
- ・ 管理不全の空き家 ⇒
 
- ・ 支援事業の整備 ⇒ 下記のとおり老朽危険空き家の除却に取り組む

- ①対象者
- ②補助対象経費
- ③補助額
- ④要件等

支援事業の概要

定住促進空き家活用補助事業

- ① 空き家購入者または長期賃借者
- ② 空き家の改修に要した経費
- ③ 改修経費の 1/2 (限度額 50 万円)
- ④ ・ 市外からの移住者又は自治会等
・ 10 年以上空き家を活用すること
・ 市内業者が改修

- ① 空き家の長期賃借者
- ② 空き家を賃借した場合の家賃
- ③ 家賃月額 の 1/2 (限度額 1 万円/月 2 年間)
- ④ ・ 市外からの移住者住所を有する者
・ 5 年以上空き家を活用すること
・ 宅建業者が仲介

- ① 空き家賃貸物件の提供者
- ② 契約に当たり軽微な改修や家具等の片づけに要する経費
- ③ 改修経費の 1/2 (限度額 20 万円)
- ④ ・ 宅建業者が仲介
・ 市内業者が改修又は片づけ

空き家活用型福祉施設整備事業

- ① 空き家を富山型デイサービス等に活用した場合
- ② 空き家の改修に要した経費
- ③ 4,000 千円を限度
- ④ ・ 国、県、市の補助金交付要綱に適合する施設
・ 福祉施設整備計画に基づく施設整備

老朽危険空き家対策事業

事前に市、所有者等、自治会等の間で合意が得られた場合(所有者等)市へ建物・土地を寄附(市)老朽危険空き家を除却(自治会等)除却後の土地をコミュニティ施設として管理

(空き家情報バンクに登録された空き家を活用する場合)